

正 誤

平成27年2月4日公布の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会会議傍聴者に対する手話通訳の実施に関する規程第4条第3項中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の休日を定める条例（平成27年条例第 号。」は、平成27年2月20日大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の休日を定める条例の公布により「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の休日を定める条例（平成27年条例第1号。」となった。

平成27年2月4日公布の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会処務規程第3条第3号中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第 号）」は、平成27年2月20日大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例の公布により「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第7号）」と、同条第4号中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第 号）」は、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）」となった。

平成27年2月20日公布大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第16号（大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例）

誤	正
第40条 別に条例で定める勤続期間が20年以上である職員又は職員であった者（以下この条において「職員等」という。）は、離職前5年間に営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）又は営利企業以外の法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する	第40条 別に条例で定める勤続期間が20年以上である職員又は職員であった者（以下この条において「職員等」という。）は、離職前5年間に営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）又は営利企業以外の法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する

<p>行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を含む。）に対し行政上の権限（営利企業又は営利企業以外の法人の役員以外の地位に就こうとする場合にあっては、裁量の余地が少ない権限又は軽微な権限で管理者が定めるものを除く。）の行使に携わることを職務内容とする職にあった期間のある職員等は、離職後2年間、当該行政上の権限に係る営利企業又は営利企業以外の法人に就職することができない。</p>	<p>特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を含む。）に対し行政上の権限（営利企業又は営利企業以外の法人の役員以外の地位に就こうとする場合にあっては、裁量の余地が少ない権限又は軽微な権限で管理者が定めるものを除く。）の行使に携わることを職務内容とする職にあった期間のある職員等は、離職後2年間、当該行政上の権限に係る営利企業又は営利企業以外の法人に就職することができない。</p>
---	---